

## 別表 -3

### 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

自宅をバリアフリーにするための改修工事を行う居住者に対して、以下の減税措置が創設されました。

- (1) 住宅ローンを借りて、バリアフリー改修工事を含ま増改修工事を行った者に、その住宅ローン残高の一定割合を5年間税額控除が行われる。  
(平成19年・20年居住者の措置、住宅ローン減税と選択)
- (2) 改修工事が完了した翌年度の当該住宅に係る固定資産税の税額を3分の1に減額をする(当面3年間の措置)。

#### 《住宅のバリアフリー改修促進税制の創設》

##### 控除額の計算

平成19年4月1日～平成20年12月31日居住分

対象工事①+②の合計で  
1,000万円を限度

**最高控除額 60万円**

	ローン残高	控除年	控除率
①増改築工事費用	～1,000万円	1～5年目	1.0%
②うちバリアフリー改修工事費用(※)	～200万円	1～5年目	2.0%

※一定のバリアフリー改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローンの年末残高

##### 適用対象者

- ①50歳以上の者
- ②要介護又は要支援の認定を受けている者
- ③障害者である者
- ④居住者の親族のうち②若しくは③に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者

##### 対象となるバリアフリー改修工事

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室改良
- ④便所改良
- ⑤手すりの設置
- ⑥屋内の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え工事
- ⑧床表面の滑り止め化